



# 島根県報

平成17年 6 月28日 (火)  
第 1,687 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	(医 療 対 策 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	( " )	3
保安林の指定 ( 3 件 )	(森 林 整 備 課)	3
解除予定保安林	( " )	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(経 営 支 援 課)	5
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	6
地籍調査の成果の認証	( " )	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	7
道路の位置の指定	(建 築 住 宅 課)	7
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	7
選管告示		
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		8

## 告 示

### 島根県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
いまむら耳鼻咽喉科医院	出雲市国富町833 - 10	平成17年 6 月 1 日
医療法人壽生会 寿生病院	出雲市上塩冶町2862番地 1	平成17年 6 月 7 日

### 島根県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
いまむら耳鼻咽喉科医院	出雲市平田町1630	平成17年5月31日
医療法人壽生会 寿生病院	出雲市大津町3627番地8	平成17年6月6日

島根県告示第748号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（昭和48年島根県告示第235号）の一部を次のように改正し、平成17年7月1日から施行する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

短期人間ドックの項中「前立腺検査を行った場合は3,150円を、」を削り、「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合は3,150円を」を「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合で1方向から撮影したときは3,150円を、2方向から撮影したときは4,725円を、骨塩定量検査を行った場合は3,150円を」に改め、外来人間ドックの項中「前立腺検査を行った場合は3,150円を、」を削り、「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合は3,150円を」を「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合で1方向から撮影したときは3,150円を、2方向から撮影したときは4,725円を、骨塩定量検査を行った場合は3,150円を」に改め、レントゲンフィルム複写料の項中「レントゲンフィルム」を「レントゲン画像」に改め、「CR（半切）1枚につき924円」を「CD-R 1枚につき326円  
CR（半切）1枚につき924円」に改める。

島根県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市東部土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 角 昭義 出雲市園町788番地
- 曾田 盛雄 出雲市鹿園寺町685番地
- 堀内 和信 出雲市小境町1586番地
- 梶谷 宣生 出雲市小境町1805番地
- 福田 幸男 出雲市園町234番地
- 大森 幹雄 出雲市園町284番地
- 秋国 久悦 出雲市園町496番地
- 大森 重道 出雲市園町364番地
- 奥 信保 出雲市鹿園寺町479番地
- 三宅 薫 出雲市鹿園寺町184番地2
- 吾郷 文一 出雲市鹿園寺町152番地
- 吾郷 稔 出雲市鹿園寺町88番地

梶谷 芳久 出雲市小境町485番地  
 梶谷 義幸 出雲市小境町101番地  
 長崎 芳幸 出雲市小境町320番地

監事

角 正好 出雲市園町717番地  
 吾郷 修治 出雲市鹿園寺町79番地  
 長崎 哲也 出雲市小境町586番地

2 就任年月日

平成17年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

梶谷 幸男 出雲市小境町101番地  
 角 昭義 出雲市園町788番地  
 曾田 盛雄 出雲市鹿園寺町685番地  
 堀内 和信 出雲市小境町1586番地  
 梶谷 宣生 出雲市小境町1805番地  
 角 愛子 出雲市園町229番地  
 大森 宣良 出雲市園町276番地  
 大森 良幸 出雲市園町550番地 1  
 多久和 明 出雲市園町429番地  
 奥 信保 出雲市鹿園寺町479番地  
 三宅 薫 出雲市鹿園寺町184番地 2  
 吾郷 文一 出雲市鹿園寺町152番地  
 吾郷 文夫 出雲市鹿園寺町79番地  
 梶谷 芳久 出雲市小境町485番地  
 長崎 芳幸 出雲市小境町320番地

監事

角 正保 出雲市園町717番地  
 吾郷 稔 出雲市鹿園寺町88番地  
 長崎 哲也 出雲市小境町586番地

島根県告示第750号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2 第3項の規定により告示する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
神南地区用排水施設事業（県営ほ場整備事業）	平成11年12月10日

島根県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

松江市鹿島町手結字鼻操1473 - 1、犬堀1479

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2561、2561 - 2、2561 - 3、2562、2563、2565

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

島根県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2724、2725

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第754号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市長見町1029 - 9、1029 - 13、1032 - 10、1032 - 11、1032 - 13、1032 - 23、1032 - 24、1043 - 17、1043 - 18、那賀郡弥栄村大字栃木1156 - 7、1156 - 8、1156 - 18、1156 - 37、1156 - 54、1156 - 55

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

---

島根県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61 - 1 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口 茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 空床

(変更後) 株式会社デンソー中国 広島県広島市中区東平塚町4 - 21 早川 英雄

(4) 変更の年月日

平成17年6月1日

2 届出年月日

平成17年6月16日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市経済部商工観光課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第756号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄田信義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成17年6月20日	雲南市	吉田町大宝地区	告示の日から平成18年2月28日まで
平成17年6月20日	雲南市	吉田町土井地区	告示の日から平成18年2月28日まで

島根県告示第757号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年6月28日

島根県知事 澄田信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
川本町	平成13年度~17年度	31枚	2冊	川本(5) 川本(6)	平成17年6月17日
邑南町	平成9年度~17年度	40枚	1冊	日貫1	平成17年6月17日
出雲市	平成15年度~16年度	43枚	1冊	上塩冶	平成17年6月17日

島根県告示第758号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	平田大社自転車道線	出雲市大津町273番11地先から同町442番1地先まで	前 A	メートル 4.00 ~ 7.40	メートル 248.00	出雲土木建築事務所	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 廃道
			前 B	4.00 ~ 9.60	295.00		
			後 B	4.00 ~ 9.60	295.00		

島根県告示第759号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 道路の位置

隠岐郡隠岐の島町栄町663番 4

2 道路の幅員

4.00メートル

3 道路の延長

27.8メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、コンクリート側溝、境界ブロック及びアルミプレートを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成17年 6 月21日 第 2 号

備考

別紙図面は、隠岐支庁土木建築局及び隠岐の島町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 6 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成17年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ポラーノしまね
- 3 代表者の氏名  
久保田康毅
- 4 主たる事務所の所在地  
松江市古志原六丁目5番15号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会に対して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進を図る活動を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2週間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

### 選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年6月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
養護老人ホーム 御領学園	邑智郡美郷町都賀本郷433番地	施設の名称	養護老人ホーム まほろば大和
		施設の所在地	邑智郡美郷町都賀本郷158番地1